

堺市と大阪公立大学との包括連携協定書

堺市（以下「甲」という。）と大阪公立大学（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、大学の多様な研究分野を活かした社会課題の解決や地域の発展に向けた取組を進めることで、産学官連携による新たな価値の創造をめざし、次の協定を締結する。

（連携事項）

第1条 甲と乙は、前文の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携し協力する。

- (1) 「総合知」を活用した社会課題の解決と社会実装を見据えた研究の推進
 - (2) イノベーションを生み出す新たな技術やサービスの創出に向けた取組の推進
 - (3) 暮らしの質の向上に繋がるスマートシティの推進
 - (4) 豊かな国際感覚を養う国際交流の推進
 - (5) 未来を切り拓く力を育む人材育成の推進
 - (6) その他前文の目的に関すること
- 2 甲と乙は、前文の目的を達成するため、随時協議を行い、連携して取組を進めるものとする。

（協議の場の設置）

第2条 前条の事項の円滑かつ効果的な推進のために、甲及び乙の代表者が定期的に会談を行い、連携方針等を共有する。

- 2 前項で共有した方針等を踏まえ、連携推進に向けた協議や事業の進捗管理等を行うために、甲と乙で構成する「連携協創推進ラボ」を設置する。
- 3 前項の「連携協創推進ラボ」に関して必要な事項は別に定める。

（経費）

第3条 第1条に定める事項の実施に要する経費は、原則として甲と乙において各々応分に負担することとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲または乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 本協定に定める事項に関する細目については、甲と乙が別途協議して定めることとする。

2 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各々1通を保有する。

令和6年3月28日

甲 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

堺市

堺市長 (自署)

乙 大阪府大阪市阿倍野区旭町1丁目2番7号

大阪公立大学

学長 (自署)